



喜多方市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を下記のとおり変更する旨、喜多方市長から届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成25年3月8日、

喜多方市長 山口 信也



| 編入する字名 | 同左に編入される区域 | |
|--------|------------|--|
| 字梅竹 | 字御清水 | 7262の1、7262の2、7263の1、7263の2、7264の1の一部、7264の6、7266の1の一部、7266の3の一部、7266の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部 |